

#### 4) ため池に関する施設の機能診断

- ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

##### 【活動のねらい】

活動計画書に位置付けたため池の堤体、遮水シート、コンクリート構造物、遮光施設等の施設の破損・劣化状況の把握および結果の記録管理を行なうとともに、施設の破損状況や老朽化の進行度合いを経年的に把握して、必要な管理・補修計画を立てます。これらのことにより、予防保全活動を適期に実施することが大切です。

##### 【活動の内容】

通常の機能診断は、ため池の管理・運用スケジュールに合わせて、水位が低下する時期等に実施します。打音による診断を行う場合は、コンクリート部をハンマーで叩き、周囲と異なった音がしないかどうかを確認します。

各施設の機能診断のポイントは次に示すとおりです。

##### ①遮水シート

遮水シートに、ひび割れ等の劣化や破損等が生じていないかについて、目視で確認し状況を記録します。

##### ②コンクリート構造物の目地

堤体や周辺護岸等の張りブロックの目地に、ひび割れ等の劣化や破損等が生じていないかについて、目視で確認し状況を記録します。目地が破損している場合、目地裏に空洞等が生じていないかも合わせて、目視や打音で確認し状況を記録します。

##### ③堤体法面

遮水シートやコンクリートブロック等が張られていない堤体内側の法面（水面に接する側）が浸食されていないかについて、目視で確認し状況を記録します。また、堤体下流側の法面についても、亀裂等がないか目視で確認し状況を記録します。

(遮水シート)  
破れていないか



(コンクリート構造物の目地)  
張りブロックの目地が傷んでい  
ないか



(堤体法面)  
水面と接する部分  
が侵食されていないか

ため池の機能診断ポイント

### 【活動の内容（水抜きによる機能診断・補修）】

次の活動について、特に常時水面下にある部分について、必要に応じて水抜き時に作業を行います。

- ・施設の機能診断
- ・遮水シートの補修
- ・コンクリート構造物の目地詰め
- ・コンクリート構造物の表面劣化に対する対応
- ・堤体侵食の早期補修
- ・破損施設の改修
- ・ゲート類の保守管理の徹底
- ・池底の清掃・泥上げ

ため池の管理スケジュールや、年度の活動計画に基づき実施します。

取水施設(斜樋)基  
礎下部の空洞発生



機能診断結果は、あらかじめ点検表を作成し、異常がない場合も含めて診断結果を記録します。異常を確認した場合は、必要に応じて図面（概略図）や写真、メモ等を添付して、その内容や発生位置等が判るようにします。記録は保管し、施設保全の管理計画作りに役立てます。

堤体の陥没や亀裂、漏水の発生等、専門家による状況確認や緊急の対策が必要と考えられる場合は、関係機関へ連絡します。



地図への記載例

（記載例）

施設区分： ため池			整備年度： 昭和50年		
施設名： ○○ため池			地区・区間等： ー		
機能診断			修復履歴		
実施時期 (年月日)	診断結果	診断担当者	修復場所	実施時期 (年月日)	作業内容
H16.11.10	洪水吐表面の一部 [こびり割れあり [20cm程度の長さ]	○○○○	堤体	H17.2.20	ポリマーセメントモルタルの塗布を実施
H17.11.19	遮水シートの一部に 破損[長さ5cm程度 の亀裂]	○○○○	遮水シート	H18.2.26	同一資材の接合

【配慮事項】

- ・改修時に作成したため池概況図（周囲を含めた全体の平面図／堤体の側面図）があれば、診断結果の記録等に利用できます。
- ・機能診断にあたっては水土里ネット等の専門家に相談することが大切です。